

6 入居申込資格

(1) 一般世帯の申込資格

市営住宅に申込まれる方は、次の①から⑥のすべての条件を満たしていることが必要です。

① 現在、住宅に困っていること。

次のような方が該当します。

- 例) ・家主から退去を求められている。
・民間の賃貸住宅を借りる資力が無い。
・住宅用でない建物に住んでいる。など

■現在公的住宅（縣市町村営住宅）等の入居名義人の方や住宅を持っている方は、原則として申込みできません（呉市営住宅の募集停止団地の入居者を除く）。

② 現に同居又は同居しようとする親族がいること。

婚姻届を提出していないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方及び申込日から3ヵ月以内に婚姻予定の方は申込みことができます。

■家族を不自然に分割したり、統合して申込みことはできません。
(例) 夫婦の分離は原則として認められません。

※出生や死亡の場合を除き、申込み後の同居親族の変更や、婚約者の変更があった場合は申込みを無効とします。

(同居親族の死亡等により、単身者となった場合は、単身不可住宅への入居の資格を失います。)

③ 世帯全員の収入合計（月収額）が、入居収入基準内であること。

(注) この月収額は、一般的に言われる「手取り」とか「月々いくら」という金額とは異なります。
(計算方法や基準額は、8～12ページをご覧ください。)

④ 市町村民税や市営住宅家賃を滞納していないこと。

入居資格本審査時に確認調査を行います。

調査により滞納があることが判明した場合は、入居できません。

⑤ 申込者及び同居しようとする方が、暴力団員でないこと。

入居資格本審査時に確認調査を行います。

調査により暴力団員であることが判明した場合は入居できません。

⑥ 申込者が、成人であること。

未成年者でも、既に婚姻しておられる方は申込みできます。

(2) 単身世帯の申込資格

単身で申込みができる方は、左の(1)一般世帯の申込資格の①③④⑤⑥全ての条件を満たし、更に、次のア) からコ) までのいずれかに当てはまる方です。

ただし、

- 申込みできるのは、市営住宅一覧表の単身入居の欄が「可」となっている住宅のみです。
なお、呉市内で単身申込み可能な市営住宅は、原則として、住戸専用面積が55㎡以下の住宅です。
- 配偶者のいる方（DV被害者の方を除く）の単身での申込みや、同居者と不自然に別居して申込むことはできません。
- 日常生活において常時介護・支援が必要な方は、必要な介護体制が整わないなどにより、日常生活に支障があると認められる場合には、申込みをお断りすることがあります。

[単身での申込みに必要な資格]

- ア) 60歳以上の方
- イ) 身体障がい者手帳の交付を受けた方（障がいの程度が1級から4級）
提出する書類(写し)：身体障がい者手帳
- ウ) 戦傷病者手帳の交付を受けた方（特別項症から第6項症まで又は第1款症の方）
提出する書類(写し)：戦傷病者手帳
- エ) 原爆被爆者で、厚生労働大臣の認定を受けている方
提出する書類(写し)：医療特別手当証書・特別手当証書
- オ) 生活保護を受けている方
提出する書類(写し)：生活保護受給証明書
- カ) ハンセン病療養所入所者等
提出する書類(写し)：ハンセン病療養所入所者等であることが証明できるもの
- キ) 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた方（障がいの程度が1級から3級）
提出する書類(写し)：精神障がい者保健福祉手帳
- ク) 療育手帳の交付を受けた方
提出する書類(写し)：療育手帳
- ケ) DV被害者の方 ※詳しくはお問合わせください。
- コ) 犯罪被害者等 ※詳しくはお問合わせください。